

## 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給について

先般ご案内しておりました、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の適用期間が、令和5年5月7日までに延長されることになりました。

改めて、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給要件等をご案内差し上げますので、ご確認ください。

なお、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、国からの財政支援が終了することに伴い、傷病手当金の支給はできなくなりますので、ご了承ください。

### 【対象者】

医師組合員（個人事業所の事業主は対象外）、医師家族（給与所得者に限る）、従業員組合員のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方

### 【支給要件】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定した日

### 【支給額】

直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 支給対象となる日数  
(但し、1日当たりの支給額の上限は、30,887円です。)

なお、給与の全部又は一部を受けることができる方に対しては、これを受けることができる期間は支給できません。但し、その受けることができる給与の額が上記計算式により算出される額より少ないときは、その額を支給します。

### 【適用期間】

令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で療養のため労務に服することができない期間（令和5年5月8日以降の適用期間の延長はございません。）

上記に該当すると思われる方、また、申請に必要な書類等の詳細については、事前に当組合にお問い合わせください。

長崎県医師国民健康保険組合 電話：095-844-1116